

富山県賃上げサポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金（業務改善助成金）（以下「助成金」という。）の交付決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助金の交付)

第2条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県賃上げサポート補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 富山県内の事業場規模30人未満の事業者
- (2) 助成金について、令和5年4月1日以降に富山労働局に交付申請を行い、令和8年2月27日までに交付確定の通知を受けている事業者であること。
- (3) 助成金の支給決定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (5) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとすること。）をした事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (7) 国、県又は市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。
- (10) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。

- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。
- (12) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (13) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の対象は、令和5年4月1日以降に富山労働局に交付申請を行った助成金であって、令和8年2月27日までに交付確定の通知を受けているものとする。

2 補助金の補助対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
業務改善助成金の対象経費支出済額	10分の1

- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 補助金の補助上限額は、助成金の助成上限額の10分の1とする。(別表「補助上限額早見表」参照。)

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を令和8年2月27日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 申請総括表(様式第2号)
- (2) 助成金の交付決定通知書の写し
- (3) 助成金の交付額確定通知書の写し
- (4) 助成金の事業実績報告書に添付した
国庫補助金精算書(別紙1)、事業実施結果報告(別紙2)の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 知事は、補助金の交付の申請書があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきことが適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、補助金の交付を申請した者に文書によりその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(指示及び検査)

第7条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の知事の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(帳簿の備付等)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に助成金の事業実施計画が完了した申請に対する補助上限額の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に助成金の事業実施計画が完了した申請に対する補助上限額の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に助成金の事業実施計画が完了した申請に対する補助上限額の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

(別表)

補助上限額早見表

助成金の助成上限額は事業場規模 30 人未満の事業者の場合

助成金				補助金
コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	補助上限額
30 円コース	30 円以上	1 人	60 万円	60,000 円
		2～3 人	90 万円	90,000 円
		4～6 人	100 万円	100,000 円
		7 人以上	120 万円	120,000 円
		10 人以上 (※)	130 万円	130,000 円
45 円コース	45 円以上	1 人	80 万円	80,000 円
		2～3 人	110 万円	110,000 円
		4～6 人	140 万円	140,000 円
		7 人以上	160 万円	160,000 円
		10 人以上 (※)	180 万円	180,000 円
60 円コース	60 円以上	1 人	110 万円	110,000 円
		2～3 人	160 万円	160,000 円
		4～6 人	190 万円	190,000 円
		7 人以上	230 万円	230,000 円
		10 人以上 (※)	300 万円	300,000 円
90 円コース	90 円以上	1 人	170 万円	170,000 円
		2～3 人	240 万円	240,000 円
		4～6 人	290 万円	290,000 円
		7 人以上	450 万円	450,000 円
		10 人以上 (※)	600 万円	600,000 円

(※) 10 人以上の上限額区分は、以下の①、②又は③のいずれかに該当する事業場が対象

①賃金要件：事業場内最低賃金 950 円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近 3 か月間の月平均値が前年、前々年また 3 年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前 3 か月間のうち任意の 1 か月の利益率が 3 %ポイント (※) 以上低下している事業者 ※「%ポイント (パーセントポイント)」とは、パーセントで表された 2 つの数値の差を表す単位です。

年 月 日

富山県知事 殿

住 所（事務所の所在地）
事業所（名称及び代表者名）

令和 年度 富山県賃上げサポート補助金交付申請書兼実績報告書

富山県賃上げサポート補助金の交付を受けたいので、富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請金額 金 円
- 2 業務改善助成金の交付申請日 令和 年 月 日
- 3 常時使用する労働者数 人
- 4 業務改善助成金の申請コース ※いずれかに○をしてください。
①30 円コース、②45 円コース、③60 円コース、④90 円コース
- 5 賃金を上げた労働者数 人
- 6 導入した設備投資等の内容

7 関係書類

【県様式】

- (1) 申請総括表（様式第 2 号）

【業務改善助成金に係る書類（写し）】

- (2) 業務改善助成金の交付決定通知書の写し
- (3) 業務改善助成金の交付額確定通知書の写し
- (4) 業務改善助成金の事業実績報告書に添付した
国庫補助金精算書（別紙 1）、事業実施結果報告（別紙 2）の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

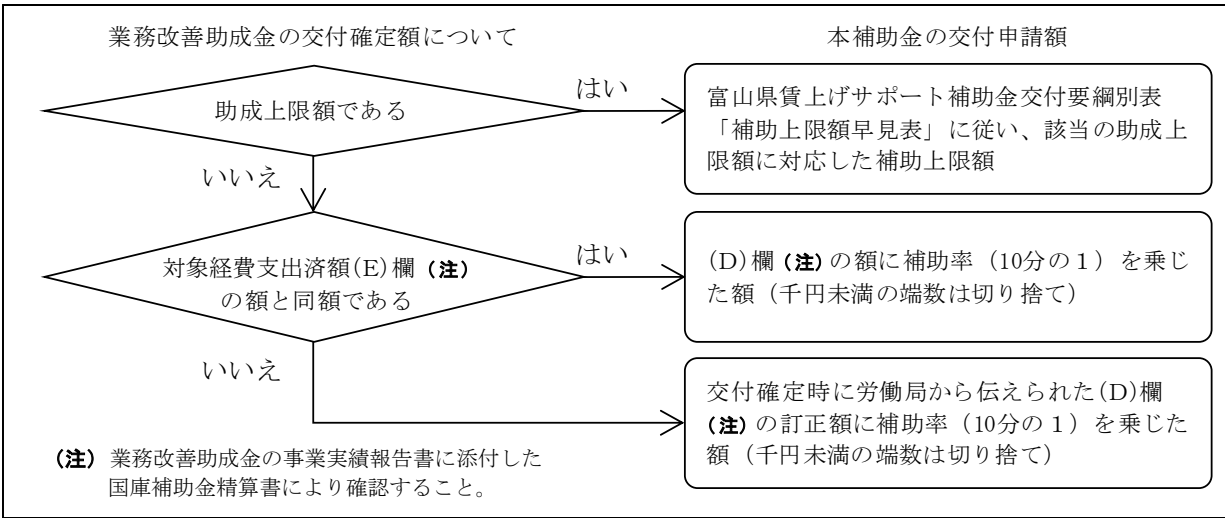
富山県賃上げサポート補助金 申請総括表

(1) 補助金振込先口座

① 事業者名称		② 所在地 〒 Tel 番号					
③ 事務担当者職氏名		④ 事務担当者連絡先 E-mail Tel 番号					
		銀行・金庫・組合 農協・漁協				本店・支店・出張所 本所・支所	
店 番 ※ゆうちょ銀行の場合記入				預 金 種 類		普通 ・ 当座	
口 座 番 号							
フリガナ 口 座 名 義							

(2) 補助金交付申請額

金	円	※以下のフローチャートに従い記入ください。
---	---	-----------------------



(3) 誓約事項

富山県賃上げサポート補助金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

● 交付要件を満たしています。なお、申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。

● 富山県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、県が富山労働局から業務改善助成金の申請及び交付状況に係る申請者の個人情報の提供を受けることに応じます。

● 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 1 の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

☐ 上記誓約事項の内容に同意します。（誓約事項を確認し、チェックしてください。）